平成２１年（フ）第２５６５号
札幌市中央区南７条西９丁目1026番地　玉緒マンション
債務者　大谷由美子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６０６号
札幌市北区新琴似11条３丁目４番34号
債務者　笠井　一枝
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１６号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地86　ステージ南８条Ｉ106号
債務者　大澤　香織（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２０号
札幌市南区藤野２条１丁目５番２号
債務者　梅田　美香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３９号
札幌市豊平区平岸１条８丁目４番34号
債務者　加藤　千昭
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７８号
北海道江別市ゆめみ野東町６番地の12
債務者　長友　伸一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１８号
札幌市北区新川６条15丁目６番３―408号、住民票上の住所北海道釧路市春採４丁目４番７号
債務者　渡邊　義高
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３７号
札幌市西区宮の沢３条３丁目12番１―201号
債務者　岩崎　房治
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７７号
札幌市東区北45条東９丁目１番20号　ハイツカルム202号
債務者　前田　純二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８５号
札幌市南区南沢５条３丁目14番３号　東海コーポＧ号
債務者　齊藤　　覚
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７９４号
札幌市豊平区月寒東５条10丁目４番19号　Ｋハウス２号
債務者　中村由紀子（旧姓西田・渡辺）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２４号
札幌市南区川沿６条２丁目２番36号　山田ハイツ201号
債務者　大橋　久美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５３号
札幌市東区北13条東４丁目１番55―202号
債務者　川畑　定男
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８６７号
札幌市東区北47条東８丁目１番11号
債務者　中田　百絵（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７７号
札幌市南区真駒内泉町４丁目３番４―309号
債務者　北島　優加（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１５号
札幌市清田区真栄１条２丁目20番１号
債務者　金野　節子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４１号
北海道石狩市花川南２条４丁目255番地　ファインリバー101号
債務者　大谷　　晃
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部